

# 起業応援補助金の対象経費について

## 補助対象経費

対象となる経費は、次の①～③の条件を全て満たすものとなります。

- ①使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
- ③証拠資料等によって支払金額が確定できる経費

## ○試作品製作費

### ・ 原材料費

試作品の製作や実験等を行うために必要な材料を購入するため支払われる経費

※交付決定後に購入し、事業のために利用した分量や用途の明細を作成することができるものに限る

### ・ 借損料

試作品の製作や実験等を行うために必要な機械装置や事務機器、倉庫、敷地等のレンタル料、リース料として支払われる経費

※補助対象期間のものに限る

### ・ 装置の製造

試作品製作に係る金型等を製造するために支払われる経費

### ・ 装置の改良

試作品製作に関し、既存の装置を改良（改変）するために支払われる経費

### ・ 加工料

### ・ 通信運搬費

郵便代や運搬代等として支払われる経費

※原材料費や装置の製造、装置の改良等は助成事業での研究開発や試作開発に必要なものに限り、生産ラインや販売、転売用として使用することはできません。

## ○委託費

・ デザイン、設計、外注加工、実験・分析、試作品の開発等を委託する費用

・ マーケティング調査（ログ解析等 Web 上でのものを含む）、広報等を委託する費用

※補助対象事業の大部分や技術開発等の中核をなす部分を委託するものは認められません。

## ○謝金

・ 講師等外部専門家謝金

専門的知識を有する専門家に依頼し、指導や相談を受けた際の謝礼として支払われる経費。展示会等での通訳に支払われる経費。資料等の翻訳に支払われる経費

※対象とする支払は謝礼までとし、例えば特許出願に係る手数料や審査請求料、登録料等は対象となりません。

※謝金については個人への支払を原則とし、事業者による源泉徴収が必要な場合があります。

## ○旅費

### ・講師等外部専門家旅費

会議への出席や技術指導等を行うための旅費として外部専門家に支払われる経費  
展示会の会場へ赴く際に協力者に支払われる経費

### ・従事者旅費

補助対象事業に関する会議への出席または情報収集等を行うための旅費として支払われる経費

※社内規程に基づく金額とし、規程が無い場合には実費。(宿泊代を含む)

※ガソリン代は対象外。食費や対象事業とは別の用務、観光を含むものは対象外。

## ○事業費

### ・会場費

展示会出展料、展示ブースの装飾等整備に係る経費、什器備品等の借上料

### ・印刷製本費

チラシやパンフレット、ポスター等の印刷・製本費として支払われる経費

### ・通信運搬費

郵便代や運搬代等として支払われる経費

### ・借損料

事務機器等のレンタル料、リース料。ただし、汎用品は除く

### ・広告宣伝費

新聞(チラシの新聞への折込代を含む)やテレビ、ラジオ、インターネット等で宣伝する際に支払われる経費

### ・ホームページ作成費

※あくまでも製品や商品、事業の内容を伝えるものであり、直接販売に結びつくものは対象外。

・上記のほか、理事長が特に必要と認めるもの。

○人件費や借入に伴う支払利息、公租公課、官公署に支払う手数料、飲食・接待費、税務申告・決裁書等作成のため税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、

不適切と認められる費用は対象外とします。

- 経費の支払方法については銀行振り込みが大原則です。補助金執行の適正性確保のため、旅費や現金決済のみの取引（代金引換限定のサービス等）を除き、現金支払は認められません。
  
- クレジットカードによる支払は補助対象期間中に引落しを確認できる場合のみ認められます。（購入品の引取りが対象期間中であっても、口座からの引落しを対象期間外の場合には対象経費として認められません）
  
- 決済は法定通貨でお願いします。仮想通貨やクーポン、ポイント、金券、商品券の利用等は認められません。
  
- 代表者や従業員が個人のクレジットカードで支払いを行う場合は「立替払い」となりますので、上記のクレジットカードによる支払時のルール（対象期間中に引落しを確認できることが必要）および、補助対象者と立替払者との間での精算（立替払い者への支払）が対象期間中に行われなければなりません。
  
- 補助金の交付額は補助対象経費に補助率を乗じて得た額とします。ただし、交付額は補助限度額を超えないものとし、算出した合計額に1,000円未満の端数が生じる場合には、これを切捨てるものとします。